

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆告示 第五種共同漁業権の免許を受けた者の定め
た遊漁規則の認可

告 示

鳥取県告示第四百五十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第一項の規定により、第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のように認可したので、同法同条第七項の規定により告示する。

昭和三十八年九月一日

鳥取県知事 石破二朗

一、漁業権者の名称及び住所
千代川漁業協同組合

組合長理事 厥原央治

鳥取県八頭郡河原町大字河原一三三番地

二、漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第一号

三、遊漁規則の内容

1 遊漁についての制限の範囲

第一条 この規則は千代川漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第一号に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、せい、ふな、うなぎ、にじます)の採捕(以下「遊漁」といふ)について制限事項を定めることを目的とする。

第二条 この漁場区域内において手釣、竿釣、投網、たも網、やす漁の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第七条第一項の遊漁料を納付しなければならない。

3 昭和38年9月2日 月曜日 鳥取県公報(号外)第80号(認可) 第3種郵便物

昭和38年9月2日 月曜日 鳥取県公報(号外)第80号(認可) 第3種郵便物

2 この漁場区域内において前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者はあらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具、載した遊漁承認申請書を組合に提出してその承認を受けなければならない。

3 組合は前項の申請があった場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認める時を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第二項の承認を受けた者は直ちに第七条第三項の特別遊漁料を納付しなければならない。

第三条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、各イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

ア 漁具漁法	イ 規模
投網	網目二センチメートル以上

る地域においてはそれぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
八頭郡智頭町上場かんがい用えん堤から上流三十メートル下流五十メートル	一月一日から十二月三十一日まで
八頭郡智頭町鳥の巣かんがい用えん堤から上流十メートル下流五十メートル	同右

鳥取市秋里地内潮止めえん堤から上流三十メートル下流五メートル

二月一日から七月三十一日まで
一月一日から十二月三十一日まで

八頭郡河原町八日市かんがい用えん堤から上流三十メートル下流五十メートル

同右

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 体長
こい	全長十五センチメートル以下
うなぎ	全長二十センチメートル以下
にじますな	全長十五センチメートル以下
ふな	全長十七センチメートル以下

2 遊漁料の額及びその納付の方法

第七条 第二条第一項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で千代川漁業協同組合事務所(河原町大字河原一三番地)又は基の他の取扱所(日本海新聞及び本組合掲示場に公示)において納付するときは遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に二〇〇円を附加して得た額とする。

たも網	網口径一〇〇センチメートル以下
河舟	いかり網 五〇メートル以内

ア 魚種	イ 期間
あゆ	五月二十六日から九月三十日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで
にじます	三月一日から九月三十日まで

3 第二条第二項の規定により承認を受けた者の遊漁料は次の表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	
			対象となる 水産動物	漁業権の (友釣、空 懸飼釣)
投網、竿釣 (友釣、空 懸飼釣)	一月一日 から十二 月三十一 日まで	本組合地区内に住 所を有するもの	四〇〇円	一月一日 から十二 月三十一 日まで
ヤスなど及 び竿釣	一日限り	県内者 県外者	一〇〇円 二〇〇円	本組合地区外で るもの
中学生	無 料	第一項に規定する額の四分の 一	五〇〇円	県内に住所を有す るもの
高生	同	二分の一	六〇〇円	六〇〇円
身体障害者	同	二分の一		

2 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表のイ欄のとおりとする。

ア 区 分	イ 遊 漁 料
小学生 年令七十才以上 の者及び 年令七十五才以上 の者	無 料

魚種	漁具漁法	特別遊漁料	
		対象となる 水産動物	遊漁の内容
鵜	河舟	八〇〇円	一人一統とし従事 する者は遊漁証を有す る者六人以内
川	四ツ手網	二〇〇円	一隻につき
同	イ一、〇〇〇円	イ一八・一センチメートル平方以内	
同	ロ二、〇〇〇円	ロ一八・三センチメートル平方以上	
うなぎ	筌、配繩	三〇〇円	
筌	二〇〇円	一人五箇以内	
配繩	一〇〇円	一人五本以内	

4 前項の特別遊漁料は次の場所において納付するものとする。

千代川漁業協同組合事務所(河原町大字河原一
三番地)

3 遊漁承認証に関する事項

第八条 組合は第二条第一項の遊漁料の納入を受けたとき又は、同条第二項の承認をしたときは、別

記様式(1)の遊漁証又は様式(2)の遊漁承認証(以下遊漁証又は遊漁承認証といふ)を交付す

る。

2 遊漁者は遊漁するとき遊漁証又は遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁証又は遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁証又は遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

第九条 遊漁者は遊漁に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1、遊漁者は相互に適当な距離を保ち他人の迷惑

となる行為をしてはならない。

2、遊漁者は、次に掲げる区域において川底を攪

4 遊漁規則の施行の日

昭和三十八年九月一日

はんしてはならない。
千代川源太橋から上流百メートル同源太橋から下流一、五〇〇メートルの区域
5 漁場監視員に関する事項
第十一条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示をすることがある。
2 漁場監視員は別記様式(3)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

6 違反者に対する措置に関する事項
第十二条 漁場監視員はこの規則に違反したときは直ちにその違反者に遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。

ただし、この場合その者の既納遊漁料の払い戻しはしないものとする。

昭和38年9月2日 月曜日 鳥取県公報(号外)第80号(認)

表
裏

様式(1)遊漁証

番号	遊漁証		
有効期間	年月日	至	年月日
遊漁料	一金		円也
組合長	千代川漁業協同組合	荻原央治	團

- 注 意 事 項
- 遊漁するときは、本証を携帯しなければならない。
 - 本証は他人に貸与してはならない。
 - 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

7 昭和38年9月2日 月曜日 鳥取県公報(号外)第80号(認)

一、漁業権者の名称及び住所
天神川漁業協同組合

組合長理事 江原 勇

鳥取県倉吉市魚町二、五二九番地

二、漁業権の免許番号

共同漁業権内共第二号

三、遊漁規則の内容

1 遊漁についての制限の範囲

第一条 この規則は天神川漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第二号に係る漁場区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、にじます、こい、ふな、うなぎ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

第二条 この漁場区域内で手釣、竿釣、投網、たも網の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第七条第一項の遊漁料を納付しなけれ

ばならない。

2 この漁場区域で前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第二項の承認を受けた者は、直ちに第七条第三項の特別遊漁料を納付しなければならない。

第三条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
網目一センチメートル以上	

昭和38年9月2日 月曜日 鳥取県公報(号外)第80号(第三種郵便物)

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
漁業権の 対象となる 水産動物	手釣、竿 鉤、投網	一月一日から 十一月三十一日まで	組合地区内六〇〇円 地区外一、〇〇〇円 県外二、〇〇〇円
一日限り			三〇〇円

2 次表ア欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表イ欄のとおりとする。

2 遊漁料の額及びその納付の方法

第七条 第二条第一項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で天神川漁業協同組合事務所(倉吉市魚町二、五二九番地)又はその他の取扱所(日本海新聞に公示)において納付するときの遊漁料は次表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に四〇〇円を付加して得た額とする。

遊漁の内容	特別遊漁料	摘要	要
あゆ鵜川漁業	三、〇〇〇円	一人一流遊漁証を有する者四人以内	
あゆ川舟漁業	二、〇〇〇円	一人一流遊漁証を有する者四人以内	
うなぎ延繩漁業	二、〇〇〇円	一人一流遊漁証を有する者四人以内	
うなぎ籠漁業	一、〇〇〇円	一人一流遊漁証を有する者四人以内	

3 第一条第一項の規定により承認を受けた次表に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料(次表の遊漁をする場合の遊漁料をいう。)は次表のとおりとする。

ア魚種	イ期	間
あゆ	五月二十六日から九月三十日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで	六月十五日から十二月三十一日まで
こい、鯉	三月一日から九月三十日まで	五月二十六日から九月三十日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで

ア区域	イ期間
一、東伯郡三朝町大字大柿字東塚における中国電力株式会社設置のえん堤から上流下流二〇メートル	一月一日から十二月三十一日まで
二、倉吉市田内における郡山えん堤から下流二〇メートル	同右
三、倉吉市上余戸における鳥取県設置の羽合小鹿えん堤から上流三〇メートル	同右
四、東伯郡北条町江北天神森えん堤から下流五〇メートル	同右
五、東伯郡北条町江北天神森えん堤から下流五〇メートル	同右
六、倉吉市三明寺北条用水えん堤から下流二〇メートル	同右

昭和38年9月2日 月曜日 鳥取県公報(号外)第80号(第三種郵便物) 8

日から六月十四日までは引懸(ゾロ)及び流し釣により採捕してはならない。
漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア魚種	イ期	間
あゆ	五月二十六日から九月三十日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで	六月十五日から十二月三十一日まで

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ体長
うなぎ	全長三〇センチメートル以下
こい	全長一五センチメートル以下
ふな	全長一〇センチメートル以下

昭和38年9月2日 月曜日 鳥取県公報(号外)第80号(第三種郵便物可) 10

11 昭和38年9月2日 月曜日 鳥取県公報(号外)第80号(第三種郵便物可)

00858

様式(一)

表

裏

遊漁承認証

No.		
遊漁承認証		
下記のとおり遊漁を承認します 記		
遊漁者	(住所)	
遊漁者	(氏名)	(年令)
承認期間		
魚種		
漁具漁法		
遊漁区域		
遊漁料	円	
発行者 天神川漁業協同組合 ④		

注意事項

1. 遊漁の場合は必ずこの承認証を携帯しなければならない。
2. この承認証は他人に貸付けしてはならない。
3. 漁場監視員の要求があった場合には提示しなければならない。
4. 本組合遊漁規則、鳥取県内水面漁業調整規則を遵守しなければならない。
5. 本組合遊漁規則に違反のあった場合は、遊漁の中止を命じ以後の遊漁を拒絶することがあります。

様式(二)

表

裏

漁場監視員証

漁場監視員証		
(氏名)		
(住所)		
有効期間		
発行者 天神川漁業協同組合 ④		

3

遊漁承認証に関する事項

- 第八条 組合は、第二条第一項の遊漁料の納付を受けたとき、又は、同条第二項の承認を行なったときは、別記様式(一)の遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

- 第九条 遊漁者は遊漁に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁道義の高揚を重んじ、相互に適當な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 5 漁場監視員に関する事項

第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して

重要な指示を行なうことがある。

- 2 漁場監視員は別記様式(二)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

違反者に対する措置に関する事項

- 第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しあしないものとする。

四 遊漁規則の施行の日

昭和三十八年九月一日

3 遊漁承認証に関する事項

重要な指示を行なうことある。

13 昭和38年9月2日 月曜日 鳥取県公報(号外)第80号(第3種郵便物)

ア 漁具漁法	イ 規	模
流 網	網目 六センチメートル以上	
地曳網	同 右	
こい張網	同 右	
投 網	網目 二センチメートル以上	
た も 網	同 右	

ア 魚種	イ 期	間
あ ゆ		
う な ぎ	一五センチメートル以下	長
こ い	同 右	
に じ ま す		
三五センチメートル以下		

2 第四条第一項の規定による、あゆについては、
五月二十六日から六月十四日までは引懸（方言、
ぞろ）の漁法で採捕してはならない。

第四条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊
漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければな
らない。

ア 魚種	イ 期	間
あ ゆ		
う な ぎ	五月二十六日から九月三十日まで及び 十一月一日から翌年一月三十一日まで	に じ ま す

第五条 前条の規定にかかわらず、鳥取県漁業調整

(第3種郵便物)
12

一、漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

組合長理事 野坂 一三

鳥取県日野郡溝口町字溝口二〇九番地

二、漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第三号

三、遊漁規則の内容

1 遊漁についての制限の範囲

第二条 この規則は、日野川水系漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第三号に係る漁場の区域において組合員以外のものする当該漁業権の対象となつてゐる水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、及びじます）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限事項を定めることを目的とする。

第二条 この漁場区域で手釣、手押、竿釣、たも網及び投網の漁具、漁法によつて遊漁しようとするものは、あらかじめ第七条第一項の遊漁料を納付

しなければならない。
2 この漁場区域内で前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によつて遊漁をしようとするものは、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があつた場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。
4 第二項の承認を受けたものは、直ちに第七条第三項の特別遊漁料を納付しなければならない。

第三条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

2 遊漁料の額及びその納付の方法
第七条 第二条第一項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で日野川水系漁業協同組合事務所（日野郡溝口町字溝口二〇九番地）その他別に公示する場所において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、遊漁をする現場で納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に三〇〇円を附加して得た額とする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁科
第一條に掲げる魚	手釣、手押	一日	県内二〇〇円、県外三〇〇円、地区外七〇〇円、県外一、五〇〇円
網及び投網	一年		

2 次の表の上欄に掲げるものの遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次の表の相当下欄のところとする。

小学二年生以下のもの 小学三年以上の小学生及び七十才以上るもの	無料
中学生	一〇〇円
高・校・生	二〇〇円
県内身体障害者	一五〇円

3 第二条第二項の規定により承認を受けた次表上欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料(次表上欄の遊漁をする場合の遊漁料をい

魚種	遊漁の内容	特別遊漁料
第一條に掲げる魚	川舟 いかだ(これに含む) うなぎ筌 はしなわ	二、〇〇〇円 五〇〇円 三〇〇円 三〇〇円
流網、こい張網、地曳網		

う)は、相当下欄のとおりとする。

4 前項の特別遊漁料は、日野川水系漁業協同組合事務所(日野郡溝口町字溝口二一〇九番地)に納付するものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

5 第八条 組合は、第二条第一項の遊漁料の納入を受けたとき、又は同条第二項の承認を行なったときは、別記様式(一)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を

第十一條 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以

後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は払い戻さないものとする。

とする。

四、遊漁規則の施行の日

昭和三十八年九月一日

- 1 遊漁者は、他人に貸与してはならない。
- 2 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

第九条 遊漁者は、遊漁に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 2 遊漁者は、別に公示する区域における川底を攪はんしてはならない。

5 漁場監視員に関する事項

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関する必要な指示を行うことがある。

- 1 漁場監視員は別記様式(二)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する記章をつけるものとする。
- 2 違反者に対する措置

17 昭和38年9月2日月曜日 鳥取県公報(号外)第80号(第3種郵便物認可)

00864

一、漁業権者の名称及び住所
湖山池漁業協同組合
組合長理事 田中信敏
鳥取市湖山町六四〇ノ一番地
共同漁業権 内共第四号

二、漁業権の免許番号

三、遊漁規則の内容

1 遊漁についての制限の範囲

第一条 この規則は湖山池漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第四号に係る漁場の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(こい、ふな、うなぎ、わかさぎ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

第二条 この漁場区域内で竿釣(一本釣)漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ第六条第一項の遊漁料を納付しなければならない。

第三条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊

漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期 間
ふな	一月十六日から五月十四日まで及び十一月十五日から二月末日まで
わかさぎ	三月一日から十二月三十日まで
同	十一月十五日から二月末日まで

ア 区 域	イ 期 間
鳥取市金沢の長柄川 流〇〇メートル、左岸から右岸 トル沖合一五〇メートルの区域	一月一日から三月三十日まで
鳥取市金沢の忠魂碑の前より宇田 川尻の枝川の突端を結ぶ線以内	十二月二十一日まで

様式1 表 裏

No.	
遊漁承認証 下記の通り遊漁を承認します 記	
遊漁者	住所 氏名 年令
承認期間	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者 日野川水系漁業協同組合	

注意事項

- 遊漁の場合は必ずこの承認証を携帯しなければならない。
- この承認証は他人に貸付けしてはならない。
- 漁場監視員の要求があった場合には提示しなければならない。
- 本組合遊漁規則、鳥取県内水面漁業調整規則を遵守しなければならない。
- 本組合遊漁規則に違反のあった場合は、遊漁の中止を命じ以後の遊漁を拒絶することがあります。

様式2 表 裏

漁場監視員証	
(氏名)	
(住所)	
有効期間	
発行者 日野川水系漁業協同組合	

(第3種郵便物) 18
昭和38年9月2日 月曜日 島取県公報(号外) 第80号(認)

湖山池内の石がま	同
トールの区域	十月一日から 十二月三十日まで

第五条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 体 長
こ い	全長十五センチメートル以下
う な ぎ	全長三十センチメートル以下

遊漁料の額及び納付の方法

第六条 第二条第一項に掲げる漁具を使用して遊漁する場合で湖山池漁業協同組合事務所(鳥取市湖山町六四〇ノ一番地)及び其の他の取扱所(日本海新聞及び本組合掲示場に公示)において納付するときの遊漁料は次表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に100円を附加して得た額とする。

魚 種	漁 具	漁 法	期 間	遊 漁 料
第一条に掲げる魚	竿釣(一本)	一月一日から 十二月三十一日まで	五〇〇円	一月一日から 十二月三十日まで
"	冊を使用してする竿釣(一本釣)	一日限り	五〇円	一日まで

2 次表ア欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表イ欄のとおりとする。

ア 区 分	イ 遊 漁 料
小、中学生以下の者	無 料
数え年七十才以上の者	無 料

高校生
身体障害者 同右

遊漁承認証に関する事項

第七条 組合は第二条第一項の遊漁料の納入を受けたときは、別記様式(1)の遊漁承認証(以下「遊漁

後)の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

四、遊漁規則の施行の日

昭和三十八年九月一日

- 1 承認証」という。)を交付する。
- 2 遊漁者は遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員より要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 5 遊漁に際し守るべき事項

第八条 遊漁者は、遊漁に際し相互に適当な距離を保ち、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

漁業監視員に関する事項

第九条 漁場監視員は、この規則の執行に關して必要な指示をすることがある。

- 1 漁場監視員は、別記様式(1)の漁場監視員証を携帶し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

違反者に対する措置に関する事項

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその違反者に遊漁の中止を命じ又は以

様式(一) 表 裏

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認する	
遊漁者	住所 氏名 年令

承認期間

魚種

漁具漁法

遊漁区域

遊漁料

発行年月日

発行者

湖山池漁業協同組合

注意事項

- 遊漁者は遊漁するときは遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 遊漁証認証は他人に貸与してはならない。
- 漁場監視員より要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 遊漁者は遊漁に際し、相互に適当な距離を保ち他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 遊漁者は、漁場監視員より必要な指示があった場合は指示に従わなければならない。

様式(二) 表 裏

No.	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の監視員であることを証明する。	
印 刷 所	住 所 氏名年令

有効期間

発行年月日

発行者

湖山池漁業協同組合

注意事項

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷 所 烏取県鳥取市東町一丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
一部月額二五〇円(配送料共)県
所